

第7回鳥羽市都市再生協議会 議事録

1. 日時 令和7年9月19日（金）13時30分～15時30分
2. 場所 鳥羽市役所西庁舎 3階 中会議室
3. 出席者

浅野 聰 委員（会長）
三宅 諭 委員
田中 舞子 委員（代理）
安野 武治 委員
斎藤 猛 委員
奥村 太郎 委員（代理）
村山 陽介 委員
寺田 慎 委員
竹内 豪 委員（オブザーバー）

4. 事務局

建設課副参事
鳥羽 学
建設課まちづくり整備室
重見 昌利 副室長
西井 一孝 係員
日本工営都市空間株式会社 都市再生部都市交通課
高柳 澄人 係長
池田 達哉

5. 開会

事務局：定刻となりましたので、第7回鳥羽市都市再生協議会を開催させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます建設課の鳥羽と申します。よろしくお願ひいたします。

前回の会議では、まちづくりフォーラム及び住民説明会の結果報告と高台市街地の検討について、ご議論いただき、概ねご了承をいただきました。

今回は、誘導施策と目標値の検討について、ご協議いただきますようお願いいたします。続きまして、資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

不足等はありませんでしょうか。

事務局：続きまして、本日の出席者数を報告させていただきます。

鳥羽市都市再生協議会設置要綱第6条第2項において、会議は、委員の半数以上の出席がなければならないと規定しております。本日、委員総数12名のうち8名のご出席をいただいておりますことから、この会議が成立していることを報告させていただきます。なお、清水清嗣委員、江崎貴久委員、斎藤陽二委員、前田康裕委員につきましては、欠席との連絡を受けております。

なお、オブザーバーでありますUR都市機構の竹内様につきましても、出席をいただいておりますのでよろしくお願ひします。

それではお手元の会議次第に基づき、進めさせていただきますが、ここからの進行は浅野会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会長 : 皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ第7回鳥羽市都市再生協議会にご出席いただきましてどうもありがとうございます。前回いただいた意見を基に、鳥羽市立地適正化計画の方は概ね骨格が固まってきたのではと感じています。それでは、本日配布されている資料に基づきまして、審議を始めていきますので、適宜、ご質問ご意見などありましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが議題の（1）前回協議会の意見対応とその他の修正対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : (資料1 意見対応表及びその他の修正対応について説明)

会長 : はい、ご説明ありがとうございます。それではただ今の説明について、ご質問などがあればお願いしたいと思いますが、如何でしょうか。よろしいですか。

(意見無し)

会長 : もし、もう一度確認したいということがあれば、最後に質問していただいても構いません。それでは議事を進めさせていただきます。

では続きまして、議題の（2）誘導施策の検討について、ご説明をお願いします。

事務局 : (資料2 誘導施策の検討について説明)

会長 : どうもありがとうございました。

ただ今説明があった内容について、委員の皆様からご質問やご意見がありましたら、よろしくお願ひします。如何でしょうか。

A委員 : 誘導施策候補の検討につきまして、国土交通省を中心に主要な支援措置が記載されていると思うのですが、どういった基準で選定しているのでしょうか。例えば、内閣府の地方創生第2世代交付金等の活用も可能性があるのではないかと思いまして。

事務局 : 誘導施策の対象や目的、その支援内容が明瞭になっているような支

援制度を中心に記載しています。ご質問のあった地方創生第2世代交付金は、鳥羽市がどのような事業を行うかを検討し、計画を策定して申請しなくてはならないのですが、まだこれから状況ということもあります、別途府内で検討しているものの、現段階では立地適正化計画に載せられないため、必要に応じて見直しの際に追加したいと思います。

- 会長 : 他に質問などがあれば、如何でしょうか。
- B委員 : この誘導施策候補というのは、記載のある施策はあくまで候補であり、どう絞り込んで計画に載せていくかという相談になるのでしょうか。それとも全ての施策を計画に載せていくとお考えなのでしょうか。
- 事務局 : ご質問ありがとうございます。説明不足だったところなのですが、今回お示しする施策及び目標値は、現在考えられるものを網羅的に記載している状況です。ご質問のとおりここから選択し、より実効性の高いものに絞っていきたいと考えています。また、他にもこのような支援措置が考えられるとか、これは違うだろうというような意見もありましたら是非お願いしたいと思います。数値目標のところもそうなのですが、沢山の目標値を候補として挙げているのですが、一つの計画目標としては少し多いのではと感じていますので、同様にご意見等いただければと思います。
- B委員 : 分かりました。それであれば、これはいつ時点のものかどうかを記載した方が良いと思います。計画が進んでいくと施策の内容も変化していく可能性がありますので、ご検討をお願いします。
- 会長 : ありがとうございます。補助事業等は毎年更新されていきますので、記載の検討をお願いします。
- 事務局 : 了解しました。
- 会長 : はい。それでは他の委員の方、如何でしょうか。
- C委員 : 13ページの届出制度のところですが、まずは、この図を変えたほうがいいと思います。開発行為と建築行為の違いが、この図ではわからないです。開発行為の方に木が1本増えていることが違いかなど思ってしまうのですが、それは全く関係のないことですので、開発行為と建築行為の違いがわかるように図を修正していただければと思います。

それから、“(1) 居住誘導区域に関する届出・勧告”と“(2) 都市機能誘導区域に関する届出・勧告”なのですが、基本的にこれは“区域外”での届出・勧告だと思います。根本的なところで、そこの違いを説明することが必要なのかと思います。ただ、“(3) 都市機能誘導区域に関する届出・勧告（誘導施設の休廃止）”のところは、“区域内”

のところの休廃止についての記載になると思うのですが、この違いは明確にした方が良いと思います。

また、“1.4 誘導施策候補の検討”の内容のところですが、これ文章が全部長くて繋がってないところがありますので、そのあたり精査していただきたいと思います。例えば“公共交通ネットワークの充実”は、これもいつもの項目が入っているのですが、文章を短く切っていないので分からなくなってしまいまして、文章を整えれば分かりやすくなると思います。

“公営住宅の整備・再編”のところで気をつけないといけないのが、“修繕・改善を推進し、若い世代が入居しやすい環境整備を図る”となっていますが、若い世代が入居しやすい環境を図るために、修繕・改善を推進するというような文章になってきます。これはきちんと文章を切った方が誤解ないと思います。“(2) 本市における誘導施設の誘導のための施策候補”についても、同様で短くした方がいいと思います。

“1.5 届出制度”のところですが、手続きの流れが分かるように何か簡単なフロー図のようなものを追加したほうが分かりやすいと思いますので検討をお願いします。

- 会長 : はい。事務局の方、如何でしょうか。
- 事務局 : 諸々ご指摘いただいた点、ありがとうございます。やはり市民の方が見る計画書なので、もっとその点を意識した仕上がりになるよう修正したいと思います。
- B委員 : 15ページ、17ページの都市機能誘導区域に関する届出対象のイメージに夜間・休日応急診療所が用いられているのですが、頻繁に開発や休止が行われるような施設ではないため、市民がイメージしやすい施設に変更した方が良いと思います。
- 会長 : ありがとうございます。今指摘を受けた点については次回までに検討していただくということでおろしいですか。
- 事務局 : はい。検討させていただきます。
- 会長 : よろしくお願いします。他の委員の方、如何でしょうか。
- D委員 : 10ページの老朽化した都市計画施設の改修に関する施策について、道路や公園等の都市計画施設を網羅的に記載されているような形ですが、事業施行期間が全て令和13年3月31日に統一されています。この計画を公表したからといって、それにより全て事業認可されるわけではありません。事業ごとに必要書類を提出いただいて、県の関係部署とも協議するなど事業認可にかかる手続きが必要になります。最終的に計画への記載方法など調整する必要性があると思いますので、県

の担当者にも事前に確認いただければと思います。

15 ページの都市機能誘導区域に関する届出についてですが、都市機能誘導区域外の夜間・休日応急診療所が誘導施設かどうか書かれていません。誘導施設であろうが無かろうが、届出が必要というような読み方をするのでしょうか。

- 事務局 : 誘導区域において、夜間・休日応急診療所が誘導施設に定められているかどうか書かれていなかることでしょうか。
- D 委員 : そうですね。
- 事務局 : 誘導施設は都市機能誘導区域内で定めるものですので、区域外では誘導施設はございません。
- C 委員 : 一般市民がこれを見て、そのことを理解することは難しいと思います。同じ夜間・休日応急診療所なのに、左側は“誘導施設”、右側は“誘導施設でない”と書かれていますが、何が違うのかと思うのではないでしようか。
- 事務局 : 誘導施設は、鳥羽市の全ての都市機能誘導区域において、この施設は誘導施設ですよというものではなく、都市機能誘導区域ごとに適切な誘導施設を定めることになっています。
- 会長 : それでは今説明いただいたことも伝わるように、本文中の説明文を補強していただきはどうでしょうか。また、図のイラストも診療所ではない別の誘導施設の方がいいのではと指摘もいただいたので、見本で入れるイラストも分かりやすくなるように合わせて検討していただいたらどうかと思いますが、如何でしょうか。
- 事務局 : 現在のイメージ図で夜間・休日応急診療所を例にしている理由としては、例えば商業施設であれば、どの都市機能誘導区域にも定められており、紹介例としては使い分けができない施設になります。重複都市機能誘導区域のエリアごとに定めの有無に違いがあるのは、夜間・休日応急診療所や博物館くらいしか誘導施設の例がありません。いずれも届出が頻繁にあるような施設ではありませんので、紹介例としては分かりにくいものになります。
- 皆さんのが言われるもっと分かり易くというご意見を踏まえて、一度持ち帰させていただき、事務局内で検討させていただきます。
- 会長 : 大変だと思いますが、是非よろしくお願ひします。例えば商業施設と診療所と、事例を 2 種類にすることも違いが分かって良いのではないかでしょうか。それにより届出の必要、不要の違いも分かるのではないかでしょうか。
- 事務局 : 了解しました。一点補足させていただきます。10 ページ目のところの老朽化した都市計画施設の改修に関する施策についてですが、都市

計画事業は、都市計画審議会で都市計画決定され、施設の整備を行うものになります。しかし、それらの施設が老朽化し、都市計画事業として改修したい場合は、再度都市計画事業認可が必要となります。立地適正化計画を策定したメリットの一つに、この特例制度によりそれらの施設を一括で都市計画事業の認可みなしことができることが可能というものです。具体的な改修の時期は決まっていないものの、立地適正化計画に位置付けておくことにより、都市計画税を活用しながら速やかに改修事業を行うことができるというメリットがございます。

事業施行期間が全て令和13年3月13日になっていることに関しては、立地適正化計画の見直しの期間が5年間であることを踏まえて設定しています。先ほどのご指摘の通り実際に何をどれくらいの時期にやるのかということを決められないままに計画に位置付けている訳ですが、それも一つのやり方だと思いながら位置づけております。三重県の担当者とも十分に調整しながら、これから検討を進めていきたいと思います。

会長 : はい。よろしくお願ひします。では他にご質問やご意見は如何でしょうか。

C委員 : 8ページの“空き家等の利活用”のところで、“空き店舗等を改修して、まちの賑わいを生み出します”と記載されていますが、本当にこの書き方で大丈夫でしょうか。まちの賑わいを生み出すために空き家を利活用するのであれば分かるのですが、空き家を利活用し賑わいを生み出しますとここでこのように書いても本当に良いのでしょうか。そこに責任は持てるのか、私は疑問に思います。

事務局 : そうですね。目的と手法と、手法と目的との順番が違うのではないかと思います。ご指摘の通り修正させていただきます。

会長 : 鳥羽市の空家等対策計画との表現を上手く合わせるように、見直しては如何でしょうか。

事務局 : 了解いたしました。

会長 : ありがとうございました。他には如何でしょうか。

(意見無し)

私からの意見ですが、まず全体的に良くまとめていただいていると思います。誘導施策について、今回は沢山挙げていただいているとのことでしたが、最終的にどのようにまとめていくのでしょうか。この次に出てくる目標値があると思いますが、それを達成するためにどの施策が有力で、どの施策を重点的に活用するかについても、最終的に目標値まで固まってきたら、再度振り返り精査できると良いのではないでしょうか。

また、居住誘導区域や都市機能誘導区域への誘導施策ですけども、定住の施策についていえば必ずしも居住誘導区域に限らず、鳥羽市内であれば支援を受けられる補助金もあると思います。誘導施策として展開するならば、例えば居住誘導区域内であれば補助金を上乗せする等は、鳥羽市独自の施策として検討できないでしょうか。

事務局 : 今この場でやりますとは中々言いにくいものがあります。庁内での協議も整っていませんので、検討しますという程度であれば書くことはできるかもしれません。

会長 : はい。鳥羽市全体に引っ越してきてくれたら、市の人口が増えてありがたいのですが、特にその中でも市を支える都市施設は、居住誘導区域内に集中しているということもありますから、居住誘導区域内の公共施設や商業施設が減ってしまうと、都市計画区域外の人たちも含めて皆さんのが不便な生活になってしまいます。特に定住支援等については、居住誘導区域内に来ていただいた方にはプラスアルファが何かあれば良いと思います。

それから7ページ目のところで、鳥羽駅周辺の再生において“「PorTOBA」の実現を目指します”と記載されていますが、都市再生協議会で鳥羽駅前周辺エリア再生ビジョンの進捗状況を説明していただいては如何でしょうか。計画に着手するスタートの時にも、立地適正化計画と再生ビジョンとは同時進行で、情報交換しながらやっていくという説明だったと思います。そろそろ再生ビジョンの進捗状況がどれくらいで、立地適正化計画と整合性がきちんと図られているというような説明をしていただいた方が良いと思います。

いかがでしょうか。担当部署と事務局で一度検討いただければと思います。

事務局 : 承知しました。

会長 : では他に如何でしょうか。よろしいですか。

(意見無し)

いろいろご意見ありがとうございます。出された意見を基にまた事務局で検討いただきたいと思います。

それでは続きまして、議題（3）目標値（案）の検討について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : (資料3 目標値（案）の検討について説明)

会長 : どうもありがとうございました。ただ今説明のありました目標値の案ですけども、委員の皆様からご質問やご意見などがあればお願いしたいと思います。

C委員 : 目標値を市の方がこれで行きたいということでしたら良いのですが、

例えば居住誘導区域内の人口密度について、将来推計値より 1.4 人/ha 上昇させたとありますが、その数値設定の根拠はどのようなものでしょうか。他もそうなのですが、推計値や現状値から少し上げる、少し下げるということは良いのですが、何故その幅で上げ下げするというところが大事なのではないかと思います。

事務局 : 事前の打合せでは、浅野先生からも同様のご指摘をいただいております。先ずここにあるように人口密度については現状値よりも減っていくことが前提で、現在よりも増えるという想定はありません。そのことが前提でこのまま状況が推移すると、令和 16 年にヘクタール当たり 16.4 人まで減少することが予測されています。今回目標値として出させていただいたヘクタール当たり 1.4 人上昇というのは、令和 2 年から毎年 4 世帯、都市計画区域内の人を居住誘導区域内に誘導していく、また市外から 1 世帯誘導することで、合わせて年間 5 世帯で世帯当たりの平均人数の 2.37 人を乗じたもので推計しています。

先ほどのご質問では、その 5 世帯の根拠はどうかということになると思いますが、それを一言では説明しにくいのですが、誘導施策というものを総合的に展開することにより、その効果が発現することで 5 世帯が毎年居住誘導区域に誘導される、住みかえていただくという設定をしております。掘り下げていくと不明瞭なところもあるのですが、目標値設定の考え方についての説明は以上になります。

C 委員 : その設定の考え方次第で決まる訳ですが、大丈夫なのでしょうか。

事務局 : 事務局としては、将来推計のままのヘクタール当たり 16.4 人という設定はできませんので、プラスの要素を入れて目標値を設定したいと考えています。

C 委員 : それはそうだと思います。だから少し上げていくように目標値を設定することになるのですが、今ここに書かれている“防災上危険性が懸念される地域から年間 2 世帯” ということが本当に実現できるのかなと。

事務局 : 先ほどの会長のご意見に戻るのですが、例えば年間 5 世帯分の居住誘導区域に特化した住み替え誘導補助金のようなものがあるとしたら、それが 5 世帯の根拠になると思います。それを現在はっきりと予算を付けますというようなことも言いにくいところです。その辺りは総合的な施策の検討の部分になってくると思いますので、次の計画の見直し期間までに政策として実現することができたら、今回の目標設定の根拠にもなってくるのではないかと思います。事務局においては、そのような検討も進めつつ、今回 5 世帯という目標設定で進めていきたいと思います。

C委員 : そのように設定すれば、そこから数字の根拠が出来てくるのでいいのですが、大事なのはその設定、その根拠だと思います。それが一般市民の方に説明できるのであれば良いと思います。

災害リスクのある所から居住誘導区域に誘導することは大事なことであると思いますが、住みかえる際に金銭的なハードルもあり現実中々難しいと思います。その状況はどこでも同じ話で、実際に引っ越しがなかなか進まない状況であると思います。それを理解した上で、その目標設定で行くということでしたら私はそれで良いと思います。

あと 18 ページのところで“関係人口の増加”についてですが、結局のところ内容が宿泊者数なので“宿泊者数の増加”にした方が良いと思います。もともと関係人口という言葉が出てくる前は、交流人口という言葉が使われていました。交流人口が違った意味で使われるようになったので、関係人口という言葉が苦し紛れで出来てきたという部分があると思うのですが、またそうやって言葉が陳腐化して複雑なものになってくるだけなので、シンプルに宿泊者数にした方が良いと思います。

事務局 : ご指摘の通り修正します。

会長 : はい。それでは今の指摘のところはまた検討をお願いしたいと思います。他に如何でしょうか。

A委員 : 先ほど説明がありましたように推計値に対して、どこに目標を定めるのかについては根拠を示すことが難しいと思います。

8 ページの都市機能誘導状況に係る目標値については、都市機能維持ゾーン内の宿泊施設数が維持のため、目標値が現状値と同じ数値になっていますが、他のところでは推計値に対して目標を設定しているので違和感があります。明確に示せないまでも、これまで継続的に見ていて減少が続いているので、何とか維持しなければならないとかが書かれてあると違和感なく理解できたなと思います。

その上段にある都市機能誘導区域内の誘導施設の割合もそうですが、3 施設の誘導が必要と書かれていますが、何故かという部分が書かれていなく、書き方かもしませんが、もう少し表現の工夫があつてもいいのではないかと思いました。

C委員 : それに関連して、今ご指摘をいただきましたが、“施設数”でいくのか、悩ましいところだと思います。ひょっとしたら“収容人数”になるかもしれませんし、施設数は減らしても収容人数が多い施設が一つできればその方が良いのかもしれません。例えば老朽化した宿泊施設が3 つ減って1 つ新しい施設が増える方が良いかもしれません。難しい内容であると思いますが、もう少し議論を進めることができると

います。

事務局 : はい。記述の表現については、もう少し工夫を検討したいと思います。また、宿泊者数につきましても、収容人数という観点からも数値を比較しながら状況を反映するために適切な方を選んでいきたいと思います。

また、この数値目標については 14 の柱があるのですが、事務局でも当初考えた際に少し多いと感じていました。他の立地適正化計画を見せていただいたときに、3つ程度のところもあります。ただこの計画を進める中で、目標値が 3つで良いのかという議論もあります。少し多いと思うところは、例えば宿泊関係のところでは、宿泊施設数と宿泊者数という指標もあります。また、人口のところでは人口密度と人口割合という指標もあります。少し重複している指標もあると思いますので、事務局で再度精査した方が良いと考えています。

その他の議題のところで説明したいと思っていましたが、次回の会議が 11 月 13 日を予定しており、パブリックコメント案の検討を予定しています。その段階では冊子状に計画をまとめて案をお示ししたいと考えております。本日の議題内容につきましても、その修正案を含めて全体を見ながら再度議論をできればと考えていますので、よろしくお願ひします。

会長 : はい。ただ今目標値の検討のところで様々なご意見をいただきましたので、また事務局で一括して検討していただきて、次回の時に修正案を示していただきたいと思います。

とりあえず一通りのご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、他の委員の方如何でしょうか。

E 委員 : 13 ページのかもめバスの運行収益比率について、住民は定期券や回数券等の割引のある方法で利用していることが多いので、運行収益が良いのは割引のない金額で利用される観光客の場合になります。例えば運行本数を多くすることができれば、住民の満足度を上げることが出来ると思いますが、運行収益比率を上げていくのは難しくなります。公共交通を維持するために収益を確保していきたいことから、そのため観光客の利用を増やすことを考えなくてはなりません。住民が求めるダイヤと観光客が求めるダイヤは異なる部分が多いので、この目標設定が果たして良いものかと疑問を感じます。

B 委員 : はい。関連の質問になります。11 ページの公共交通利用者数についても、指標として適正なのかどうか疑問があります。先ほどのご意見の通り、いずれも観光動向に左右される指標になります。居住誘導の動向を把握するための指標としては、それが正しく反映されないので

はないかと思います。13 ページの運行収益比率のところを含めて、公共交通に関する部分を入れてくることが目標設定として適切かどうか気になるところです。

また、別のところですが 3 ページの“居住誘導のイメージ”的に図を描いていただいているが、この図中にパーセント表示も入れてはどうでしょうか。例えば居住誘導区域内の人口にところで、人數の横にその割合を示すパーセントも追記した方が良いと思います。その後で出てくる直接指標の人口割合のところで、パーセントで目標を設定しているので、この図との関連性を示しておくこともできると思います。

さらに令和 16 年時の図のところで、矢印が三本書かれていると思うのですが、鳥羽市内で非常に多い人口動向の一つに、都市計画区域外から都市計画区域内への移動があると思います。離島から本土側へとか、長岡地区から安楽島地区へとか、それをイメージする矢印が無いので追加すべきではないでしょうか。

- 会長 : ありがとうございます。事務局如何でしょうか。
- 事務局 : 先ずパーセントの表記については、ご意見の通り追加したいと思います。また、目標設定の考え方として、市外に出ていく人たちも可能な限り、鳥羽市内でそれも居住誘導区域内に留まって欲しいという思いがあります。ご意見のあった都市計画区域外から都市計画区域内への人口動向もあると思いますが、立地適正化計画の計画対象範囲が都市計画区域内に限られていることもあります。その点については現在考慮されておりません。ご意見の部分も検討したいと思いますが、全体としては現在の年間 5 世帯を目標に設定したいと考えています。
- 会長 : かもめバスの指標の在り方についても、もう一度検討して修正することですね。
- 事務局 : はい。そうさせていただきます。公共交通もそうですが、本市が観光立市ということもあり、観光客の人数ですか交流人口というものに依存する特徴があります。本来であれば住民の利用実態のものと、観光客の利用実態との 2 軸に分けて整理したいところですが、どうしても実績数が一つにまとめていることから、それが困難な状況になっています。いただいたご意見を次回に向けての検討課題にしたいと思います。
- F 委員 : 私からもよろしいでしょうか。6 ページの都市計画区域内における居住誘導区域内人口割合についてですが、分母を都市計画区域内人口としてしまうと、都市計画区域外から都市計画区域内に多くの移住があった際に、割合が下がってしまう可能性はないでしょうか。

- 事務局 : 繰り返しになりますが、立地適正化計画の対象範囲は都市計画区域内になります。この計画としては、都市計画区域内で居住を誘導する場所を決めましょうという考え方になります。もしも都市計画区域外からの居住を誘導することになるのであれば、都市計画区域外においても居住であるとか都市機能をどうするのかについても考慮する必要性が生じます。現在の人口移動の実態を考慮することも考えられますが、あくまで立地適正化計画の計画対象範囲は都市計画区域内であることから、今回の計画においては考慮することが難しいものになります。
- F委員 : ありがとうございます。もう一つ質問になりますが、宿泊者数について、基準値を令和6年としていますが、令和7年から宿泊税が導入されるため数値の集計方法が変わってしまいます。宿泊税が導入されると、税金の徴収額と一致する数値になるので、ダイレクトな実数が出てくることになると思いますので、基準年を令和6年としてよいかと思いまして。
- 事務局 : 現在の数値はあくまで推計値で、実数値に置き換わることで振れ幅が生じ、見立てにより増減が生じることが起こりかねないということですね。
- 会長 : 間に合えば正しい数値の方に置き換えた方が良いと思いますが、如何でしょうか。
- 事務局 : 宿泊税の導入が来年度からになりますので、この計画策定に間に合うことはできません。
- F委員 : 令和8年度にも一度推計値をとり、その振れ幅がどれくらいなのかを知ることができれば、それを遡って令和6年度の実数値を置きなすこともできる可能性もあります。
- 事務局 : それでしたら立地適正化計画の5年おきの評価の際に、振れ幅を検証し、必要に応じて目標値を見直すことも考えたいと思います。
- 会長 : そうですね。是非お願いします。ご指摘ありがとうございます。
先ほどのご意見になりますが、立地適正化計画は全て都市計画区域内の移動を前提に検討を行っています。これから白紙に戻して、助走の調査を一からやり直すことは困難ということもあります、一応そういう前提をもとに、都市計画区域内においてどのように居住誘導区域の居住割合が増えていくかということになります。参考意見として矢印が書いてあるという程度であれば良いかもしれません。実態としては、離島などの都市計画区域外から居住誘導区域に来てくれる人を誘導することもありうると思いますが、それを加味してしまうと徐々に良い値になってしまふかもしれません。やはりそこについては加味

をしないけれど、矢印は書いておくということは良いかもしれません。例えば5世帯誘導していこうとする目標のうち、実際に分析すると比較的多くの世帯が都市計画区域外からの移動になっていることが分かったのであれば、5年後、10年後の見直しの際には、それを考慮していくということはあり得るかもしれません。

現時点においては、当初から都市計画区域を前提にしたストーリーで検討してきましたので、今ここで白紙に戻すことは難しいという認識かと思います。事務局、如何でしょうか。

- 事務局 : その通りです。ありがとうございます。
- 会長 : それでは他に如何でしょうか。ご質問、ご意見があれば。
- D委員 : 今後目標値を取捨選択していくと思うのですが、立地適正化計画の策定補助金とか、それにかかるハード整備にかかる国の交付金を活用する際に、計画書に載せておかなければならぬ項目という条件もありますので、その点の気を付けていただければと思います。

17ページの“財政の健全化”も関連してくる設定項目かと思いますが、やはり今後のことを見据えていくと、都市経営のための財政需要や、社会保障等の義務的経費が更に上がっていくことになると思います。当然、昨今の物価上昇のことも考えて行きますと、歳出予算が更に上がっていきますので、そうすると“市民一人当たりの歳出額”について、目標設定を現状維持と言いながらも、その達成が非常に厳しいものにならないかと思います。その辺りは、財政部局とも十分調整いただいた上で、妥当というか現実的な目標値を設定いただければと思います。

- 会長 : 今のご質問に対して事務局如何でしょうか。
- 事務局 : ご指摘ありがとうございました。市の財政部局で中期財政見通しを作成中と聞いておりますので、それとの整合性を図るように検討したいと思います。
- C委員 : 私も17ページの“財政健全化”的ところで、これでいいのかとお聞きしたいと考えていました。一人当たりの歳出額ですが、これからも人口減少が非常に厳しい中で、総人口で除算することが本当に正しいのかどうかと疑問を感じます。財政状況を現すためにどの指標が良いのかどうかについては、もう一度検討をお願いしたいと思います。
- 会長 : ありがとうございます。他に如何でしょうか。

(意見無し)

重要なところは他の委員の方が指摘をいただきましたので良いと思いますが、私からも少し意見を述べさせていただきます。

冒頭の3ページのところにつきましては、事務局から説明いただき

た通り、鳥羽市の場合は人口減少がかなり進んできましたので、年間何世帯の方に来ていただく努力をするという目標の建て方の方が分かり易いと思いました。通常、人口密度であるとか人口とかで表現をすることが多いのですが、ヘクタール当たり何人を目指すと言っても市民の方には伝わりにくいと思います。市が努力をして、年間 5 世帯を居住誘導区域に誘導してくるために、どの施策を使っていくか、この施策を重点的にやれば目標を達成できるのではないかというストーリーを詰めていただければと思います。

それから、11 ページの“公共交通利用者数”のところで、これも重要な指標になると思いますが、先ほどから指摘いただいているとおり、目標値が令和 16 年になると前年が伊勢神宮の式年遷宮になることから、遷宮の機会になると過去の傾向では利用者数が増えることになるのではないかでしょうか。式年遷宮の前後は伊勢志摩地方の来訪者が増え、その後緩やかに減少していくことになると思います。市外からお越しいただく観光の人たちは良い状況が現れるのかもしれない一方で、市民の人たちは人口減少とともに徐々に減少していくと思いますので、そのところを適切な目標値を出せるように考えていただければと思います。そういった指摘は、他の委員の方からもいくつかいただいたと思います。

最後に 19 ページのところで、“期待される効果”という名称になっていますが、これは市民の方の意識の向上に向けてという指標だと思いますので、例えば提案ですが“市民意識の向上”に名称を変更しては如何でしょうか。“期待される効果”と書かれると、これ以前に書いてある指標についても期待される効果だと思いますし、それは全体に対しても言えることだと思いますので、“市民意識の向上”としては如何でしょうか。

- 事務局 : 了解いたしました。ご指摘の通り修正させていただきます。
- 会長 : これも先ほど事務局からも説明がありましたが、前半が直接指標ということで特に重要な目標値で、後半が間接目標ということで 2 種類の目標を整理していただきました。間接指標については、社会情勢等が不透明のため、財政の健全化など中々決められないような指標もあり、鳥羽市だけでは決めることができないような指標については、例えば 10 年後の社会情勢によって影響を受けるようなものについては、間接指標からワンランク下げて、参考とする指標としてもいいかもしれません。今日はたたき台で沢山の指標を出していただきましたので、委員の方から出された意見を基に最終的にどれを直接指標にして、どれを間接指標にしていくということを詰めていただければと思います

のでよろしくお願ひします。

それではよろしいでしょうか。一通り委員の方からご質問、ご意見をいただきましたので、目標値のところも今日頂いた意見を基に事務局の方で修正案を考えていただくようにお願いします。

A 委員 : はい。話が少し戻ってしまうようで申し訳ございません。高台市街地の検討に関してですが、もし書けるようでしたら事前復興まちづくり計画について、いつ頃取りまとめる予定であるとか、いつごろ検討を開始する予定なのか、目安でも良いので記載いただくのは如何でしょうか。

会長 : 事務局の方如何でしょうか。

事務局 : パブリックコメント前の資料まとめる際には、記載方法の検討を行いたいと思います。また、高台市街地の検討につきましては、事務局の中でも大分と整理が進んでおりまして、現状のまちを見ると居住誘導区域は非常に限られてくるのですが、将来的な居住誘導区域のことを考えておかなければなりませんので、そのための高台市街地の検討であり、将来の居住誘導区域の検討になるのではないかと考えております。それを実現することに向けて、いつまでに事前復興まちづくり計画を具体的に進めていくかについても検討し、年度末までぎりぎり粘りながら、その間に具体的にしていきたいと考えております。

A 委員 : 明確に書かないまでも、何か目安みたいなことが少しでも見えると非常に理解しやすいかと思います。

会長 : それではご検討をお願いします。では他に何か言い忘れたことはありませんか。よろしいですか。

(意見無し)

それでは、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 : 今後のスケジュールについて確認させていただきます。今年度あと2回会議を予定しており、第8回都市再生協議会は11月13日になります。その後、12月の都市計画審議会でパブリックコメントの計画案を諮り、1月、2月でパブリックコメントの実施を予定しています。そして3月にパブリックコメントを踏まえた修正案について、第9回都市再生協議会を開催し協議する予定になります。その後、来年度に都市計画審議会や市議会に諮る予定です。よろしくお願いします。

会長 : ありがとうございます。

では、次回の第8回は11月13日（木）午前10時からを予定しています。それでは、以上をもちまして第7回鳥羽市都市再生協議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上